

教育委員会定例会事項書

令和4年3月25日(金)
13:00~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北野委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請願

請願 5 三重県立高等学校における卒業認定のあり方の見直しを求める請願について

請願 6 大学入学共通テスト会場での受験生への応援のあり方の見直しを求める請願について

4 議題

議案第 47号 県立高等学校活性化計画(案)について

議案第 48号 職員の懲戒処分について

議案第 49号 職員の人事異動(事務局)について

議案第 50号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第 51号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

議案第 52号 三重県教育改革推進会議の委員の任命について

議案第 53号 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

5 報告題

報告 1 地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて

報告 2 令和4年度事務局職員の人事異動報告について

報告 3 令和4年度県立学校教職員の人事異動報告について

報告 4 令和4年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和4年3月11日(金)

開会 9時30分

閉会 10時34分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第45号 専決処分の承認について(令和3年度三重県一般会計補正予算(第20号))

議案第46号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則案

5 請願陳情の付議の結果

請願3 生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願について

請願4 部活動顧問等の委嘱のあり方の見直しを求める請願について

6 諸般の報告

報告1 三重県教育委員会における障がい者雇用について

報告2 技能教育施設の指定内容の変更について

報告3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

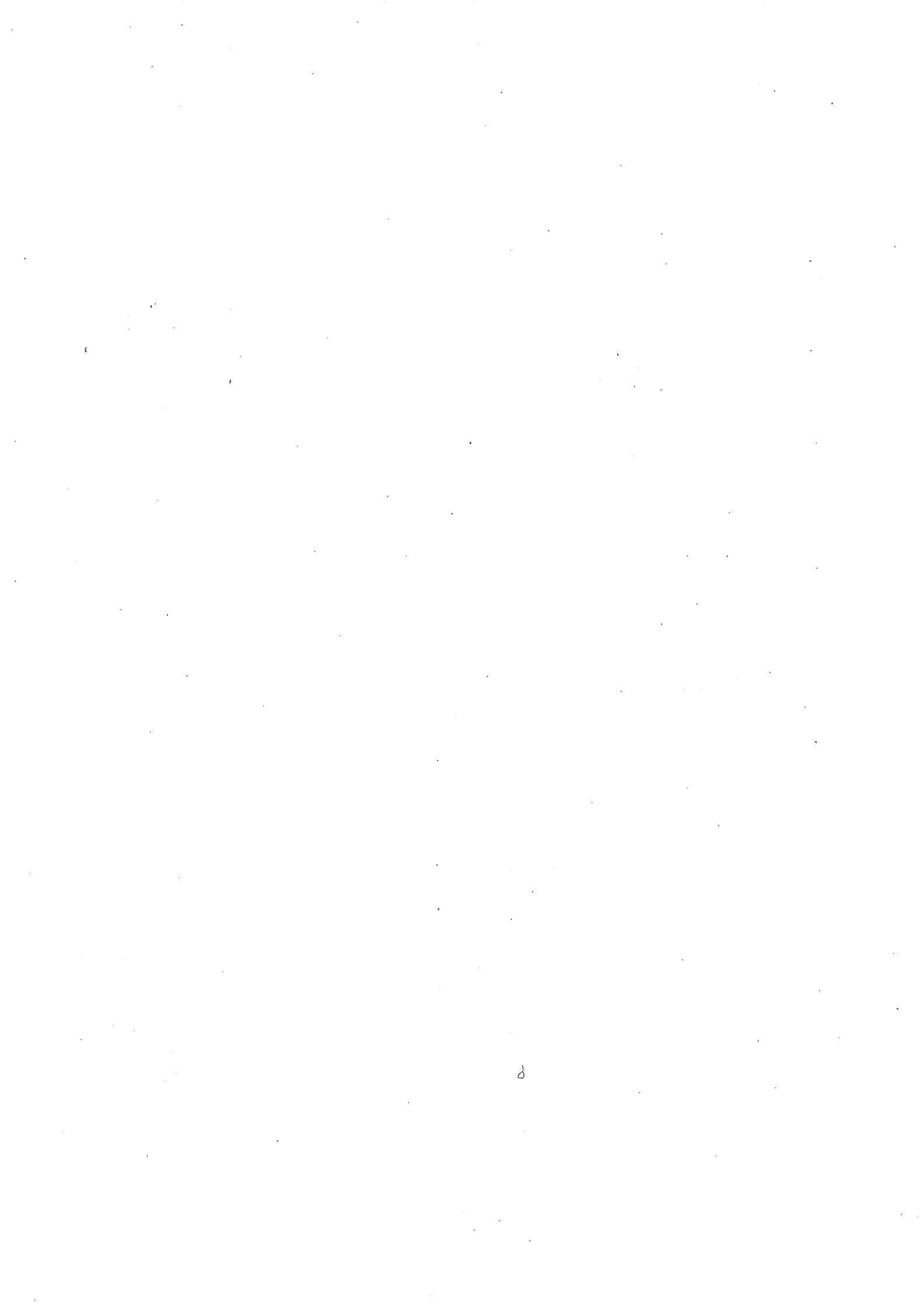
請願 5

三重県立高等学校における卒業認定のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年3月25日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請願文書表

教育委員会

| 受付番号 | 受付年月日 | 件名及び要旨 | 請願者 | 教育長の意見 |
|------|-----------|---|--|---|
| 請5 | 令和4年2月21日 | (件名) 三重県立高等学校における卒業認定のあり方の見直しを求める請願書 (要旨) 三重県立高等学校において74単位修得した生徒が卒業認定されるようになります。 | みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 津市寿町7-50 | 高等学校学習指導要領では、「第1章総則 第4款2『卒業までに修得する単位数』」において、「学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できるものと認められるものとする。この場合、卒業までに修得を認定するものとする。」とあります。 また、高等学校学習指導要領解説「総則編」には、「修得した単位数が74単位に達したからといって、生徒が卒業認定を要し得る根拠とはならない。学校において、卒業に必要な単位を74単位を超えたある単位数以上と定めた場合、生徒はそれを満たさなければならぬ」とあります。 各学校は、学習指導要領に従い、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮し、各学校が定める教育目標の実現をめざして教育課程を編成し、卒業認定に必要な単位数を定めています。したがって、卒業認定に必要な単位数は学校によつて異なるものと考えています。 以上のことから、本請願については不採択といたしたい。 |

令和4年2月21日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

三重県立高等学校における卒業認定のあり方の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)

電 話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校において74単位修得した生徒が卒業認定されるようにすることを求める。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

学校教育法施行規則第96条第1項では「校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行われなければならない。(以下、略)」と定められています。また、『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編』によると「卒業までに修得させる単位数については、従前と同様、74単位以上としている。これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74単位を下回ってはならないという最低必要要件を定めたものである。したがって、学校が74単位を上回る単位数を定めることは可能である」と示されています。このように、卒業認定に必要な単位が75単位以上になる場合は確かに認められており、実際、三重県立高等学校の中にも卒業認定に必要な単位を75単位以上に設定しているところもあります。そのため三重県立高等学校に通う生徒の中には「最低限必要とされている74単位は修得することはできたが、学校が定めた卒業基準に達しなかったため、卒業認定されなかった」という者が現れる可能性があります。卒業認定されなかった場合、原級留置という制度はありますが、そのようなものを使わずして、1日も早く生徒たちが新生活で活躍できるようにしていくことが生徒たち自身にとっても、また、社会にとっても良いことなのではないかと考えます。

卒業認定に必要な単位は74単位以上であれば学校ごとに異なっていてもよいとされてはいても、同じ三重県立高等学校の中で卒業認定に必要な単位が異なるというのは、公平性という観点から好ましくないと思います。また、現在、高等学校には手厚い指導・支援を必要としている生徒も多く通っており、そうした生徒たちにとって、法定の最低単位数よりも高い単位数を卒業の要件とすることは、大変酷であるとも考えます。このようなことから、高等学校卒業に必要な単位数を最低限必要とされている74単位にすることを求める。

請願6

大学入学共通テスト会場での受験生への応援のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年3月25日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

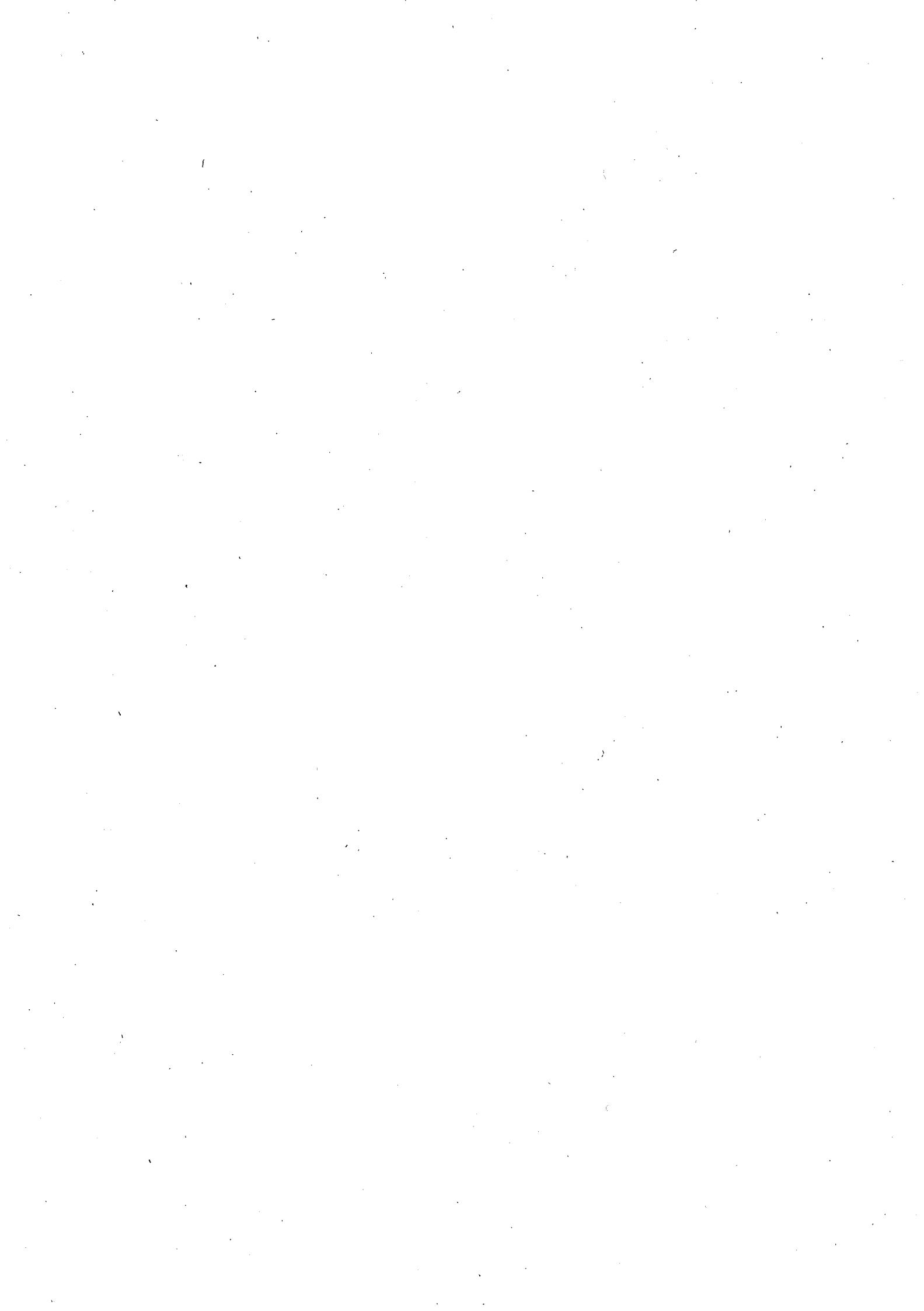


表
書
文
文
請
願

教育委員会

| 受付番号 | 受付年月日 | 件名及び要旨 | 請願者 | 教育長の意見 |
|------|-----------|---|--|--|
| 請6 | 令和4年2月21日 | (件名) 大学入試共通テスト会場での受験生への応援のあり方の見直しを求める請願書 (要旨) 大学入試共通テストの試験会場に三重県立高等学校教員が向き、受験生である生徒に対して過度な応援を行っている実態を改めること | みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内) | <p>大学入学共通テストは、大学への進学を希望する多くの生徒にとって初めて受けける試験であり、不安を抱えている生徒や、受験票や時計、筆記用具等を忘れたりする生徒が例年います。そのため、多くの学校では、少しでも生徒の不安や緊張をほぐし、いつも通りの力を発揮して試験に臨めるよう、また、生徒の不測の事態にも備えられるよう、試験場で待機するなどの支援にあたっています。</p> <p>生徒への支援の方針については、各高等學校が地域の状況や生徒の実態をふまえたうえで、その実施方法について判断するものであり、県教育委員会が主として決定するものではありませんが、県教育委員会としても各高等學校の進路指導担当者が集まる会議等において、支援が必要に応じて適切に実施されるよう助言してまいります。</p> <p>以上のことから、県教育委員会としては、本請願については不採択いたしたい。</p> |

令和4年2月21日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

大学入試共通テスト会場での受験生への応援のあり方の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)

電 話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

大学入試共通テストの試験会場に三重県立高等学校教員が出向き、受験生である生徒に対して過度な応援を行っている実態を改めることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環により、一時的に事情が変わっているとは思いますが、大学入試センター試験が実施されていたときを含めて、大学入試会場では三重県立高等学校教員たちが受験生である生徒の応援を行ってきました。「生徒のことを応援したい」という教員たちの思い自体は良いことだと思いますが、その応援のあり方は過度であると感じます。駅伝会場を彷彿とさせる、横断幕やのぼり旗の数々や学校名入り合格祈願グッズの配付等、まるで高等学校が受験産業化しているようであり、公教育のあり方として疑問を感じざるを得ません。三重県立高等学校の中には進学指導の一環として、過剰な量・難易度の学習用課題や模擬試験等を生徒に課しているところがあるのが実際のところですが、そのような過剰で過熱した進学指導を象徴するのが、この大学入試会場における教員たちの過度な応援であるように思います。大学入試共通テストは週休日に行われるものであり、教員たちが自発的に行っているという解釈も成り立つのかもしれません、公教育のあり方として問題がある運用であるならば、たとえ自発的な取り組みであったとしても行うことは適当ではないと考えます。以上の理由から、大学入試共通テストの試験会場における、三重県立高等学校教員たちによる過度な応援の実態を改めることを求めます。

議案第47号

県立高等学校活性化計画（案）について

県立高等学校活性化計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和4年3月25日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

県立高等学校活性化計画（案）については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



県立高等学校活性化計画

**令和4年3月
三重県教育委員会**

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1はじめに ······ | 1 |
| (1)これまでの経緯 | |
| (2)本計画策定の趣旨 | |
| (3)本計画の期間 | |
| 2高校教育を取り巻く状況 ······ | 3 |
| (1)社会の変化 | |
| (2)教育をめぐる動き | |
| (3)教育的ニーズの多様化 | |
| (4)高校生の意識 | |
| (5)選挙権年齢・成年年齢の引き下げ | |
| 3県立高等学校活性化の基本的な考え方 ······ | 6 |
| (1)自律した学習者を育てる学びの推進 | |
| (2)これからの中の社会の担い手となる力の育成 | |
| (3)誰一人取り残さない教育の推進 | |
| (4)人口減少に対応した学びの推進 | |
| (5)子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善 | |
| 4基本的な考え方をふまえた県立高等学校活性化の取組 ······ | 8 |
| (1)自律した学習者を育てる学びの推進 ······ | 8 |
| ①基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進 | |
| ②キャリア教育の推進 | |
| ③探究活動の推進 | |
| ④高等教育機関等と連携した教育の推進 | |
| ⑤地域に根ざした教育の推進 | |
| ⑥ＩＣＴの活用による学びの推進 | |
| (2)これからの中の社会の担い手となる力の育成 ······ | 10 |
| ①よりよく生きようとする態度の育成 | |
| ②社会の一員としての自覚と責任感の育成 | |
| ③グローバル教育の推進 | |

| | |
|---------------------------------------|----|
| (3) 誰一人取り残さない教育の推進 | 12 |
| ① 特別な支援を必要とする生徒への支援 | |
| ② 不登校の状況にある生徒等への支援 | |
| ③ 日本語指導が必要な生徒への支援 | |
| ④ 経済的困難な状況にある生徒への支援 | |
| ⑤ 学びに向かう力を育む教育の推進 | |
| ⑥ 交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供 | |
| (4) 人口減少に対応した学びの推進 | 14 |
| ① 協働の学びの機会の確保 | |
| ② 学習活動の機会の確保 | |
| (5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善 | 15 |
| ① 教職員の育成 | |
| ② 授業力の向上 | |
| ③ 組織運営体制の強化による教育活動の活性化 | |
| (6) これから時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化 | 16 |
| ① 普通科・普通科系専門学科 | |
| ② 職業系専門学科 | |
| ③ 総合学科 | |
| ④ 定時制課程・通信制課程 | |
| 5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 | 19 |

参考資料

| | |
|----------------------------|----|
| 資料 1 県立高等学校の所在地 | 21 |
| 資料 2 県立高等学校の教育課程による分類 | 22 |
| 資料 3 県立高等学校（全日制）における学級数の状況 | 23 |
| 資料 4 中学校卒業者数の推移と予測 | 23 |
| 資料 5 地域別中学校卒業者数の推移と予測 | 24 |
| 資料 6 小規模校における活性化の取組と総括的な検証 | 25 |

1 はじめに

(1) これまでの経緯

- 本県では、少子化の進行による中学校卒業者の減少をふまえた県立高等学校の特色化・魅力化や適正規模・適正配置を進めるため、平成14年度から平成23年度までを計画期間とする「県立高等学校再編活性化計画」および計画期間を3期に分けた「県立高等学校再編活性化実施計画」を策定し、保護者や地元関係者等で構成する協議会を関係地域に設置するなど地域と連携した県立高等学校の活性化を図ってきた。
- 平成24年度からは、より活性化を進めることをめざして平成28年度までの5年間を計画期間とする「県立高等学校活性化計画」を策定し、この計画に基づき、県立高等学校が生徒にとって希望や高い志を持っていきいきと学ぶ場であるとともに、地域から信頼される存在であり続けられるよう取り組んできた。
- 平成29年度には新たな「県立高等学校活性化計画」を策定し、これからの中高一貫教育を重視するとともに、地方創生、地域の担い手育成の視点を高等学校活性化の取組に取り入れ、学校と地域の方々、企業等さまざまな主体と連携しながら活性化に取り組んできた。

(2) 本計画策定の趣旨

- 社会・経済のグローバル化やA I¹をはじめとする技術革新の急速な進展による産業構造や雇用環境の変化、少子・高齢化、環境問題など、教育を取り巻く状況は大きく変化している。また、国においては、学習指導要領の改訂や、G I G Aスクール構想²の進展など、教育改革が急速に進められている。このような高校教育を取り巻く環境の変化や課題に的確に対応し、持続可能な社会を築くことができる人材を育成していくことが求められている。

¹ A I : 人工知能 (Artificial Intelligence) のこと。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどをいう。

² G I G Aスクール構想：児童生徒の一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する計画。

- 今後、県内中学校卒業者のさらなる減少が見込まれるとともに、生徒の学びのニーズが多様化している中、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒にこれから時代に求められる学びを提供し、生徒の社会性・人間性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等もふまえつつ、これから子どもたちにとって魅力ある県立高等学校のあり方やさらなる活性化について検討し、実現していく必要がある。
- 現行の県立高等学校活性化計画が令和3年度末で終了することから、社会状況の変化等に対応した新たな活性化計画を策定する。

(3) 本計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とする。

2 高校教育を取り巻く状況

(1) 社会の変化

- 人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、超スマート社会や人生100年時代の到来は、私たちの働き方をはじめ生活のさまざまな場面において大きな変化をもたらしつつあり、社会のあり方が劇的に変わることが予想される中で、これから時代を生きていくために求められる力そのものが変化している。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で生徒の学びを継続するため、学校は家庭の協力を得ながらオンライン学習などに取り組んだ。こうした中、高等学校においても、学習機会や学力を保障するという役割だけでなく、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという機能や教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考えにふれ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった機能の重要性が再認識された。
- 県内の中学校卒業者は年々減少を続けており、平成元年から令和3年にかけて約47.4%の減となっており、全日制課程を置く県立高等学校の平均学級数は7.8学級から5.0学級に減少している。令和2年度の出生者数をもとに試算すると令和18年3月の中学校卒業者は令和3年3月の15,777人から約4,600人減少することが見込まれるなど、今後の中学校卒業者の大幅な減少の中での学校の規模と配置、学びのあり方について検討していく必要がある。

(2) 教育をめぐる動き

- 高等学校の新しい学習指導要領においては、これから社会の変化に対応できる資質・能力について、「知識及び技能の習得（何を知っているか、何ができるか）」、「思考力・判断力・表現力等の育成（それをどのように使うか）」や「学びに向かう力・人間性等の涵養（どのように社会と関わるのか）」の三つの柱に整理された。また、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携・協働することによりそれらを子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要とされている。

- 国のG I G Aスクール構想に基づき、学校におけるI C T³環境の整備が進められ、県立高等学校においては、令和4年度入学生からB Y O D⁴により一人一台端末環境の整備が進む中、一人ひとりに応じた学びや協働的な学び、学校と家庭での切れ目ない学習など、多様な学びを進めることが求められる。

(3) 教育的ニーズの多様化

- 高等学校には、特別な支援を必要とする生徒、不登校の状況にある生徒、日本語指導が必要な生徒、経済的理由から修学が困難な生徒、義務教育段階の学び直しが必要な生徒などさまざまな背景がある生徒が在籍しており、その教育的ニーズは多様化している。

(4) 高校生の意識

- 高校生の生活と意識に関する全国調査⁵によると、日本の高校生は諸外国の高校生と比べ、学校行事や部活動への参加意欲や社会問題を自分の生活に関わることと捉えている割合は高い一方で、生徒による自治活動、政治や社会への参加意欲は低い状況にある。また、日本の高校生の自己肯定感や自分自身への満足度も諸外国と比べて低い状況にある。
- 「21世紀出生児縦断調査」⁶によると、「将来就きたい仕事と関連しているから」、「授業内容に興味があった」など積極的な理由で進学する高等学校を決めた生徒の満足度は高い結果となっている一方で、高校生の学習意欲は中学校段階と比べ低下しているとともに、学校での学びや授業への満足度・理解度は学年が上がるにつれて低下している状況にある。

³ I C T : Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

⁴ B Y O D : Bring Your Own Device の略。個人の端末を学校に持ち込み、授業に活用すること。本県の県立高等学校では、令和4年度以降の入学生から、保護者負担で学習端末の準備を行うことを基本としている。

⁵ 高校生の生活と意識に関する全国調査：国立青少年教育振興機構が平成26年度に実施した、日本、米国、中国、韓国の4か国の高校生を対象として、体験活動、インターネットの利用、勉強、友達や親子関係、信頼感、人生の目標、社会や国への考え方、自己肯定感などについての意識を調査したもの。

⁶ 21世紀出生児縦断調査：21世紀の初年に出生した子どもの実態および経年変化の状況を継続的に観察することにより、教育および就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的に毎年実施されているもの。平成13年に厚生労働省が開始し、平成29年の第16回からは文部科学省が引継ぎ、以降は文部科学省・厚生労働省の共管で実施。

○ 本県の県立高等学校1年生を対象に実施したアンケート⁷では、高校入学前に高等学校に対して期待していたことは「将来必要となる資格や技能を身につける」や「大学などに進学するために必要となる学力を身につける」が多く、高校生活に満足している理由では「友人や先輩などと、よい人間関係がつくれている」、「楽しいと思える授業がある」が多い一方で、満足していない理由では「楽しいと思える授業が少ない」、「部活動が楽しくない」が多かった。また、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあると回答した生徒は全体の51.7%であり、そのうち、38.7%の生徒が地域の行事やボランティア活動など地域や社会をよくすることにつながる活動に実際に参加していると回答している。

(5) 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ

○ 平成28年から選挙権年齢が18歳以上となり、令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられる中、生徒が社会の形成者としての自覚を持ち、自立した大人として行動できるようにしていくことが求められている。

⁷ 県立高等学校1年生に実施したアンケート：令和2年度、三重県教育委員会が全県立高等学校の全日制、定時制、通信制の1年生を対象に実施。回答数3,373人。

3 高等学校活性化の基本的な考え方

少子・高齢化のさらなる進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人々の価値観も大きく変化することが見込まれる中で、こうした時代を生きていく子どもたちにあっては、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会の創り手となっていくことが求められる。

(1) 自律した学習者を育てる学びの推進

- 自分の興味や関心、いま学んでいることと将来とのつながりを意識しながら自己の生き方や進路について主体的に考え、行動していくことのできる力を育む学びを推進する。
- つまずきや失敗など困難な状況に際して、周りからの支援も得ながら、しなやかに対応していくことのできる力を育む学びを推進する。
- 基礎的・基本的な知識・技能等の習得を基礎としながら、教科横断的な視点から創造的・論理的に考えることのできる力を育む学びを推進する。
- 実社会で起きている出来事や問題、社会の変化に关心を持ち、新たなことを学び挑戦し、創造する意欲を高める学びを推進する。
- A I やビッグデータ⁸等の先端技術や I C T 機器等を積極的に活用する力を育む学びを推進する。

(2) これからの社会の担い手となる力の育成

- 自他の命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを身につけ、他者とともによりよく生きようとする態度を育むとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現に向けて行動する力を育成する。
- 自分の考え方を持ち、他者の意見を受けてとめ、課題解決に向け、協働してよりよい方策を見出していくことのできる力を育成する。
- 異なる文化に対する理解や郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力など、世界にあっても地域にあっても活躍できる力を育成する。

⁸ ビッグデータ：利用者が急速に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたG P S（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

(3) 誰一人取り残さない教育の推進

- 特別な支援を必要とする生徒、不登校の状況にある生徒、日本語指導が必要な生徒、経済的困難な状況にある生徒、義務教育段階の学び直しが必要な生徒等が安心して学ぶことができる教育環境の整備や一人ひとりの状況に応じた教育を推進する。

(4) 人口減少に対応した学びの推進

- 中学校卒業者の急激な減少の中、令和2年度に生まれた子どもが中学校を卒業する15年先を見通しながら、生徒の多様なニーズに対応するとともに、これから地域社会や産業を支える人材の育成に向けた普通科、専門学科、総合学科、定時制、通信制の学びの改革に取り組む。
- 生徒の興味・関心を高め、協働的な学びや学校行事、部活動を通じた社会性・人間性をより一層育むことのできる教育環境の実現に取り組む。
- 今後の中学校卒業者の減少等をふまえ、地域における高等学校全体の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で高等学校の統合についても検討する。

(5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

- 社会や学校教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、生徒から信頼され、生徒を自律的な学習者へと育てる伴走者としての教職員の資質向上に取り組む。
- 校長が地域や生徒の声を聞き、教職員と対話しながら、リーダーシップを發揮し、学校内外の人材を活用してさまざまな課題に対応していくことのできる学校マネジメントの推進と学びの変革に向けた不断のアップデートに取り組む。

4 基本的な考え方をふまえた県立高等学校活性化の取組

(1) 自律した学習者を育てる学びの推進

① 基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進

- 基礎的・基本的な知識・技能、協働して課題を解決していくための思考力・判断力・表現力等、リーダーシップやチームワーク、優しさや思いやりなどの人間性を含めた資質・能力を育むため、生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動を取り入れた教育を推進する。
- 生徒が学ぶことに興味・関心を持ち、自分の将来と結びつけて学習に取り組む「主体的な学び」、生徒が他の生徒や教職員、地域や世界の人々と対話をしながら、自分の考えを広げ深める「対話的な学び」、各教科等で得た知識や考え方を活用して課題解決等に向けて探究する「深い学び」の視点で、「どのように学ぶか」という学びの質を重視した教育に取り組む。
- 人生観の礎を築き、論理的に物事を考える土台となる力を養うため、読書や体験活動等を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む教育を推進する。
- 教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を認識できるようにするとともに、自分で考え、選択・判断し、挑戦する力を育む。

② キャリア教育⁹の推進

- 社会的・職業的自立に必要となる能力や態度を育むため、各学校において策定されたキャリア教育プログラムに基づいて、体系的なキャリア教育を教育活動全体を通じて推進する。
- 生徒が自己の将来とのつながりを見通しながら職業意識を身につけ主体的に自らのキャリア形成ができるよう、インターンシップ¹⁰やデュアルシステム¹¹、オンラインでの企業見学、地域で活躍する職業人との交流等、地域の企業からの協力を得ながら、さまざまな産業への関心を高め理解を深める実社会とつながった学びを推進する。

⁹ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

¹⁰ インターンシップ：事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の就業体験。

¹¹ デュアルシステム：実践的な職業教育の手法として、企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせて実施する仕組み。

③ 探究活動の推進

- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うS T E A M教育¹²を推進し、他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力やチャレンジ精神、創造性、探究心を育む。
- 生徒が取り組んできた探究活動の深化につながるよう、さまざまな学校の生徒が集い、学習成果の発表や意見交換をする機会を創出する。
- 学校図書館を「読書センター」のみならず、生徒の自発的・主体的な探究活動を支援する「学習・情報センター」としての機能をより果たすための体制づくりや環境整備を推進する。

④ 高等教育機関等と連携した教育の推進

- 生徒が学ぶ意欲を高め、目的を持って進路選択ができるよう、大学との連携をより進め、大学における教育・研究にふれる機会や大学生との交流の機会を創出する。
- 水産資源や農産物、環境、ロボット工学、経営等の学びにおいて、県内大学および大学関連施設と連携した取組を推進することで、三重の産業で活躍する人材の育成につなげる。
- 生徒が早い段階から専門性の高い研究にふれることで、より主体的に学びを深めることができるよう、高等学校と大学が連携する機会に中学生が参加する取組を推進する。

⑤ 地域に根ざした教育の推進

- 地域課題解決型キャリア教育モデル¹³を活用して、生徒が地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の産業や行政と協力し、地域の活性化や課題解決に取り組む学習活動を拡充する。
- 高校生が同じ地域の小中学生とともに活動したり、自ら学んだ内容を教えたりすることを通じて、学びの理解を深めるとともに、小中学生が高校での学びを身近に感じることのできる機会とする。

¹² S T E A M教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

¹³ 地域課題解決型キャリア教育モデル：前「県立高等学校活性化計画」において、地域の特色や産業を題材として生徒が主体的に取り組んだ学習の成果をふまえ、学習内容やその進め方、学習により培われる生徒の資質・能力、学校と地域の関わり方等について、他校において推進できるよう整理した地域課題解決型キャリア教育のプログラム。

- 生徒が自分の命を自分で守れる力を身につけるとともに、災害時には支援者として自ら行動し地域に貢献できるよう、地域における防災訓練やボランティア活動等への積極的な参加を促進する。

⑥ I C T の活用による学びの推進

- I C T の効果を最大限に生かし、生徒にとってよりわかりやすい授業を実践するとともに、国内外の高校生・大学生との交流や、国内外で活動している専門的な知見を有する人や高等教育機関と連携した講義等を実施する。
- 一人一台端末を効果的に活用し、オンデマンド教材やオンラインで配信する学習プリントでの自学自習等一人ひとりの状況に応じた学びや反転授業¹⁴等家庭と切れ目なくつながる学びを推進する。
- 自校に開設されていない学科・コースの授業や教科・科目の受講、学校の枠を越えた交流等、新たな教育機会を創出できるよう、遠隔授業を推進する。
- 通信制課程で学ぶ生徒により充実した学習支援や教育相談等が行えるよう、I C T を効果的に活用し学習活動の充実を図る。

(2) これからの社会の担い手となる力の育成

① よりよく生きようとする態度の育成

- 人権教育や道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命の大切さを重視する教育を全ての学校で推進する。
- 三重県人権教育基本方針に基づき、生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、個別的な人権問題¹⁵や人権の普遍的価値に対する理解を深め人権感覚を高める人権教育を推進する。
- 生徒に相手を思いやる心や個性を認め合う態度を養うとともに、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を育成するため、すべての学校で道徳教育全体計画に基づく道徳教育を推進する。
- 本物の文化芸術にふれる機会を設け、生徒が豊かな感性や情操を育み、生涯にわたって文化芸術に親しむ態度を養う。

¹⁴ 反転授業：授業と宿題の役割を反転させ、授業時間外にデジタル教材等により知識習得を済ませ、教室では知識確認や問題解決学習を行う授業形態のことを指す。

¹⁵ 個別的な人権問題：部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など。(社会状況等の変化に伴い、三重県人権教育基本方針におけるさまざまな人権に係わる問題の「性的マイノリティ」について「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。)

- いじめの正確な認知と早期発見に努め、組織的にその解決に取り組むとともに、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組を推進し、いじめや暴力行為を許さない心と態度を育む。

② 社会の一員としての自覚と責任感の育成

- 教育活動全体を通じて、持続可能な開発目標(SDGs¹⁶)をふまえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、自らに関わる課題として主体的に捉え、その解決に向け考え、行動する力を育成する。
- ホームルーム活動、学校行事等の特別活動¹⁷や部活動等、生徒同士が協働する活動を促進し、教育活動全体を通じて、生徒が豊かな社会性・人間性を身につけられるようにする。
- 生徒が目標を持って仲間とともに自主性や協調性、責任感などを育む部活動について、持続可能なものとなるよう検討を進める。
- 生徒が学校生活において、校内のルールや学校行事、部活動の運営等を自分たちで考え、決定・運営し、改善していく過程を体験することで主体的に考え、行動する力を身につけられるよう、生徒会活動を中心とした生徒による主体的な自治活動を推進する。
- 新しく設置される「公共¹⁸」の授業での学習をはじめとした教育活動全体を通じて主権者教育を進めるとともに、消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費（エシカル消費）等持続可能な消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進し、生徒が協働によりよい社会を形成しようとする力を育成する。
- 生徒が自分自身の将来の生き方や家族のあり方等を考え理解を深めることができるよう、ライフデザインについての学習を推進する。
- インターネットをはじめとするさまざまな媒体の情報の信頼性や信憑性を吟味し判断する力、インターネットを安全に利用するためのルールやマナー等を身につけることに加え、デジタル化が進む社会においてＩＣＴを活用しながら、社会に関わり参画していくための能力や態度を育む教育を推進する。

¹⁶ SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標。

¹⁷ 特別活動：教育課程（カリキュラム）における教科外活動・学科外活動の一領域で、高等学校においては、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を指す。

¹⁸ 「公共」：令和4年度から公民科の中に新たに設置される科目。法や規範、消費者の権利と責任、雇用と労働問題、社会保障制度の意義、市場経済の機能、経済のグローバル化等について学習する。

③ グローカル¹⁹教育の推進

- 日本や郷土三重のこととグローバルなことを相互的にとらえながら、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を育み、価値観の異なる多様な人々と協働していく力を育成する。
- 自ら考え判断し行動する力、他者とともに成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、海外留学や海外インターンシップ等を促進するとともに、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組む。

(3) 誰一人取り残さない教育の推進

① 特別な支援を必要とする生徒への支援

- 特別な支援を必要とする生徒が入学当初から切れ目なく適切な支援を受け円滑に高校生活を送れるよう、生徒理解を深めるためのパーソナルファイル²⁰等の支援情報について、中学校から高等学校への引継ぎを一層推進するとともに、高等学校から進路先へも必要な情報を引き継ぐ取組を推進する。また、学校施設のバリアフリー化など、教育環境の整備を進める。
- ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの習得に係る専門的な指導・支援を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能の有効な活用を図る。

② 不登校の状況にある生徒等への支援

- 不登校の状況にある生徒が、将来の社会的自立に向けて、一人ひとりに応じた学びを続けられるよう、スクールカウンセラー²¹やスクールソーシャルワーカー²²、福祉・医療等の関係機関と連携した支援につながる教育相談等の継続した支援を行うとともにＩＣＴを活用した在宅での学習等の取組を推進する。
- 不登校や休学等により学校との関わりが少なくなる生徒への学習支援や自立支援を行い、社会的自立の促進につなげるため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組む。

¹⁹ グローカル：グローバル（global）とローカル（local）からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題を捉えていこうとする考え方。

²⁰ パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。

²¹ スクールカウンセラー：児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理師、臨床心理士、学校心理士等があり、児童生徒へのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行う。

²² スクールソーシャルワーカー：児童生徒が学校や日常生活で直面する課題や悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

- さまざまな理由で学びを継続することが難しくなった生徒に対し、転入学・編入学制度を活用した進路選択を支援するとともに、関係機関と連携して社会参画につながるよう支援する。

③ 日本語指導が必要な生徒への支援

- 就職や高等教育機関への進学等の進路希望の実現を図り、地域社会の一員として活躍できるよう、JSLカリキュラム²³を活用し、日本語で学ぶ力を育成するとともに、社会的自立をめざしたキャリア教育を推進する。
- 日本語指導が必要な外国人生徒が日本での就職や進学について正しく理解し、目的を持って学び続け、社会につながっていけるよう、地域で活躍する外国人の先輩との交流、日本の雇用制度や進学情報のセミナー、個々の生徒の状況に応じた求人開拓等の進路支援を実施する。
- 外国人生徒支援専門員の配置や翻訳機器を活用するとともに、NPO等の関係機関と連携して外国人生徒の多言語化に対応する。

④ 経済的困難な状況にある生徒への支援

- 家庭の経済状況等により、子どもたちが将来の夢をあきらめることがないよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム²⁴と位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを効果的に活用していくことにより、困難な状況にある生徒や家庭を福祉等の関係機関へつなぐなどの支援を行う。
- 経済的困難な状況にある生徒が、高等学校でも学び続けることができるよう、低所得世帯の生徒の保護者等に対する高校生等奨学給付金の支給や修学困難な生徒への高等学校等修学奨学金の貸与を継続して進めるとともに、その制度の周知を図る。

²³ JSLカリキュラム：JSLはJapanese as a Second Language（「第二言語としての日本語」）の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人生徒が学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

²⁴ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

⑤ 学びに向かう力を育む教育の推進

- 生徒一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、学びへの自信を持つことができるよう、授業のユニバーサルデザイン化²⁵やＩＣＴの活用による個々に応じた学習等に取り組むとともに、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることをめざした学校設定科目の開設等、柔軟な教育課程の編成を推進する。

⑥ 交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

- それぞれの地域における高等学校全体の学びと配置のあり方についての検討にあたり、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策もあわせて検討する。

(4) 人口減少に対応した学びの推進

① 協働の学びの機会の確保

- 地域課題解決型キャリア教育モデルを活用して、生徒が地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の産業や行政と協力し、地域の活性化や課題解決に取り組む学習活動を拡充する。(再掲)
- 生徒が興味・関心をもったテーマのもとに集い、年間を通じて学び合ったり学習成果を発表したりするなど、学校の枠を越えて参加できるオンラインゼミを開設する。
- 近隣の高等学校と連携した学校行事や部活動の合同練習・合宿等を促進するなど、生徒が互いに協力し合う学びの環境を整える。

② 学習活動の機会の確保

- 看護、保育、福祉等地域でのニーズは高いものの、単独での学科やコースの設置が難しい学びについて、ＩＣＴを活用し複数の学校をつないだ放課後や長期休業中の講座を開設する。
- ＩＣＴを活用した課外授業や補習授業を合同で実施し、大学等高等教育機関への進学をめざす生徒を支援する。
- 生徒が多様な科目を選択できるよう、教職員が全日制・定時制の課程や学校の枠を越えて授業を行う仕組みについて検討する。
- 遠隔地に居住する生徒にとってより学びやすい通信制高等学校の学びのあり方について研究を進める。

²⁵ 授業のユニバーサルデザイン化：教室環境の工夫、板書等のルールの明確化・共通化、視覚的な支援、生徒への質問や教職員からの説明の工夫等、誰にでもわかりやすく、安心して参加できる教育環境を意識した授業や指導方法のこと。

(5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

① 教職員の育成

- 教職員が生徒の主体的な学びを支援する伴走者となることができるよう、研修を通じて、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限に引き出す傾聴力やコーチングスキル、生徒のグループ活動を活性化するファシリテーションスキルの向上を図る。
- 変化の激しい時代において、全教職員がOJT²⁶等を通じて生涯にわたって新しい知識・技能を学び続ける意識を醸成するとともに、経験・職種に応じた体系的な研修を通じて、コンプライアンス等の意識や授業力等の専門性の向上を図る。
- 教職員が日々の生活の質や人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を継続できるよう、教職員の業務の負担軽減を図るなど働き方改革を進める。

② 授業力の向上

- 校長及び教員としての資質の向上に関する指標²⁷に基づき、動画配信等ICTを効果的に活用した研修環境を整備し、外部人材も活用しながら、継続的な研修を行い、基礎学力の定着のための授業力向上や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進する。
- 教職員は、生徒の実態に即して定めた目標や内容に照らして、生徒一人ひとりの学習の到達状況を観点ごとに評価する観点別学習状況の評価を一層進めるとともに、生徒による授業評価を実施し、それをふまえた授業改善を進める。

③ 組織運営体制の強化による教育活動の活性化

- カリキュラム・マネジメント²⁸を通じて、地域の人材や施設等の活用を効果的に図るなど教育課程の継続的な改善を行い、各学校における教育目標を実現する。

²⁶ OJT : On the Job Training の略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、習得させること。

²⁷ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標：校長および教員が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験等に応じて計画的・効果的に資質・能力の向上に努めることができるよう、各ライフステージ（成長段階）で求められる資質・能力を示したもの。

²⁸ カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態をふまえ、教育課程（カリキュラム）を教科横断的な視点で編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部資源も含めて効果的に組み合わせて活用することも推奨している。

- 各学校においては、学校に期待される社会的役割やめざすべき学校像であるスクール・ミッショ²⁹ンをふまえ、育成をめざす生徒の資質・能力、教育課程の編成及び実施、入学者受け入れに関する方針をスクール・ポリシー³⁰として策定し、公表する。
- 校長のリーダーシップのもと、全教職員がスクール・ミッショ^ン、スクール・ポリシーを共有し、その実現に向けて学校の組織的な運営の改善や指導力の向上に継続的に取り組む。
- 中学生や保護者、中学校教職員をはじめ広く県民の皆さんに向けて、各学校が取り組んでいる特色・魅力ある教育について積極的に情報発信する。

(6) これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

全ての県立高等学校は、生徒の実態や学校の状況に応じて、上記(1)から(5)の取組を進める。また、それぞれの県立高等学校は、各学科・課程の特性を生かしながら、以下の方向性をふまえて活性化に取り組むこととする。

① 普通科・普通科系専門学科³¹

- 普通科においては、生徒が学ぶことと働くことのつながりを実感し自らの将来のキャリアプランをイメージできるよう、全ての生徒に望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育むキャリア教育を推進する。
- 全ての教科・科目において日常生活や社会の事象との関わりを取り上げるなど、生徒の学習意欲と関心を高める授業づくりを推進する。
- 就職希望者が多い学校では、高等学校での学習内容の確実な定着を図り、地域の企業等と連携した学習機会を通じて職業に対する理解と目的意識の向上を図るとともに、社会人として求められるマナー・ルール、働き方に関する知識の定着、コミュニケーション力等の育成を図る。
- 大学等高等教育機関への進学希望者が多い学校では、SDGs等をテーマとした課題解決型学習や海外の高校生との意見交流、大学の研究室での活動等を実施するとともに、必要に応じて専門性のある研究者や企業人の協力も得ながら探究に取り組み、自ら掲げた目標に向かって挑戦し学び続ける意欲を育む。

²⁹ スクール・ミッショ^ン：在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、各学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情をふまえ、20年後、30年後の社会像・地域像を見据えた教育理念を示すもの。

³⁰ スクール・ポリシー：スクール・ミッショ^ンを受け、各高等学校等が課程・学科ごとに策定することを基本とする教育活動の指針のこと。

³¹ 普通科系専門学科：「専門学科」のうち、職業に関する学科以外の学科（理数科、体育科、英語コミュニケーション科、国際教養科、国際科学科、国際文理科、応用デザイン科）のこと。専門学科においては、原則として専門教科・科目を25単位以上履修する。

- 普通科において、これから時代に対応した学習に取り組めるよう、学際的な学びに重点的に取り組む学科³²や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科³³等の設置について、学校の実態をふまえながら検討を進める。

② 職業系専門学科³⁴

- 職業系専門学科においては、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による指導、商品開発など、実践的な職業教育を推進する。
- 学校や学科の枠を越えた6次産業化³⁵の取組等、より実際の現場につながった学びを進めるとともに、チャレンジ精神や起業家精神の醸成を図り、将来のスペシャリストや地域産業を担う人材を育成する。
- 社会全体のデジタルトランスフォーメーション³⁶の必要性が高まる中、それぞれの職業分野で必要となるAIやデータ分析等に関する知識・技術を身につける学習を一層進めるとともに社会や産業界を題材とした学習の中で、習得した知識・技術を実践的に活用する機会を設ける。

③ 総合学科³⁷

- 生徒が主体的に選択して学習する総合学科の特色を生かせるよう、地域や大学等の人材や資源を積極的に活用し、多様な分野の学習機会を提供するとともに、社会の変化や生徒の学習ニーズ等に適切に対応するため、選択科目や系列のあり方などの改善により魅力ある教育課程の編成を進める。

³² 学際的な学びに重点的に取り組む学科：SDGsの実現や超スマート社会の到来に伴う諸課題に対応するために、いくつかの異なる学問分野や新たな学問領域に即した最先端の学びに重点的に取り組む学科のこと。

³³ 地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科：高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域の諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在および将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びに重点的に取り組む学科のこと。

³⁴ 職業系専門学科：専門学科のうち職業に関する学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉に関する学科）のこと。

³⁵ 6次産業化：農林水産物の生産（1次産業）だけでなく、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）を含めた一体的な取組を進めること。

³⁶ デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation（DX））：将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

³⁷ 総合学科：普通教育および専門教育を、選択履修を旨として総合的に施す学科。総合学科で行われる教育の特色として、自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にすることなどが挙げられる。

- 生徒が将来への見通しと目的を持ちながら系統的に系列や科目を選択できるよう、原則として全ての生徒が入学年次に履修する「産業社会と人間」における効果的な指導の工夫やキャリアガイダンスの充実を図るなど、生徒の多様な能力・適性に応じた教育活動を推進する。
- 生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択できるよう、ＩＣＴを活用して他の高等学校で開設している科目を履修できる仕組みの構築について検討する。

④ 定時制課程・通信制課程

- 働きながら学ぶ生徒、他の高等学校等からの転・編入者、不登校経験者、日本語指導が必要な生徒、発達障がい等特別な支援の必要な生徒、義務教育段階での学習内容の確実な定着を求める生徒等、多様な生徒が在籍していることから、さまざまな入学動機や学習歴等の背景をふまえたきめ細かな指導を行うなど、適切な支援を進める。
- 生徒が安定した高校生活を送るとともに、将来に対する目的意識を持つことができるよう、地域の関係機関等と連携し、定時制課程で学ぶ生徒の状況や卒業後の進路希望等に応じた支援に取り組む。
- 通信制課程で学ぶ生徒への学習支援や教育相談等がしやすくなるよう、学習活動におけるＩＣＴの効果的な活用に取り組むとともに、生徒が自己の将来についてより深く考えることにつながるよう、実社会で活躍する地域の職業人から学ぶ機会の創出について検討する。また、遠隔地に居住する生徒が面接指導（スクーリング）を受講しやすい環境を整備するため、サテライト教室等の設置に向けたニーズ調査や研究を進める。

5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- これからの高等学校は、生徒の個性と能力を伸ばしつつ、予測困難な時代を豊かに生きるために必要な力を育み、持続可能な社会の創り手を育成することが求められている。そのため、生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育に加え、協働的な学びや学校行事、部活動等を通じ、多様な考え方や価値観にふれ、互いに協力しあったり、切磋琢磨したりしながら、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要となっている。
- 平成 29 年度から地域の協力を得て取組を進めてきた 3 学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和 2 年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する 15 年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で 1 学年 3 学級以下の高等学校は統合についての協議もを行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- 1 学年 3 学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 入学者が 2 年連続して 20 人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとする。
- 次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく。

参考資料

資料 1 県立高等学校の所在地

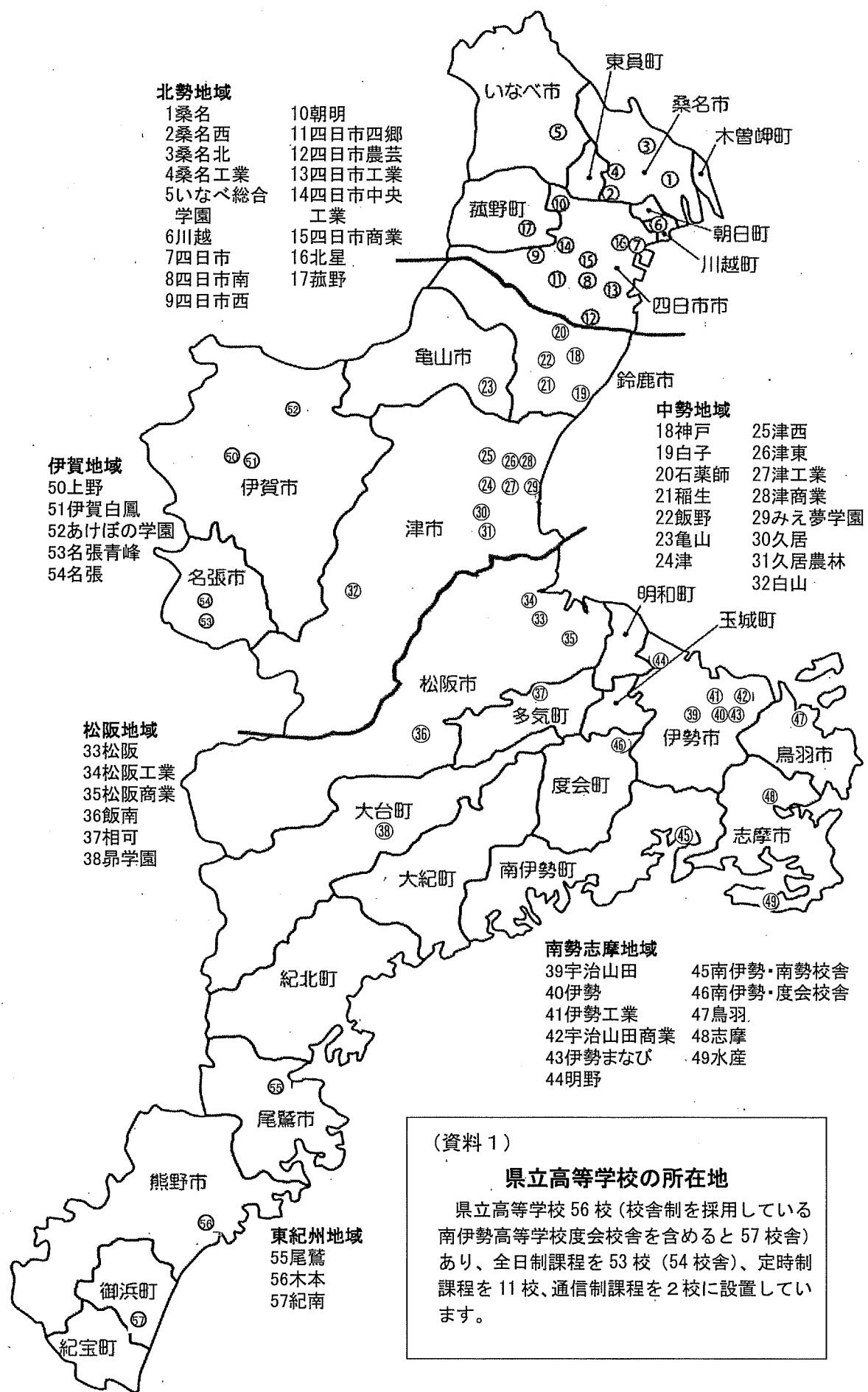
資料 2 県立高等学校の教育課程による分類

資料 3 県立高等学校（全日制）における学級数の状況

資料 4 中学校卒業者数の推移と予測

資料 5 地域別中学校卒業者数の推移と予測

資料 6 小規模校における活性化の取組と総括的な検証



(資料1)

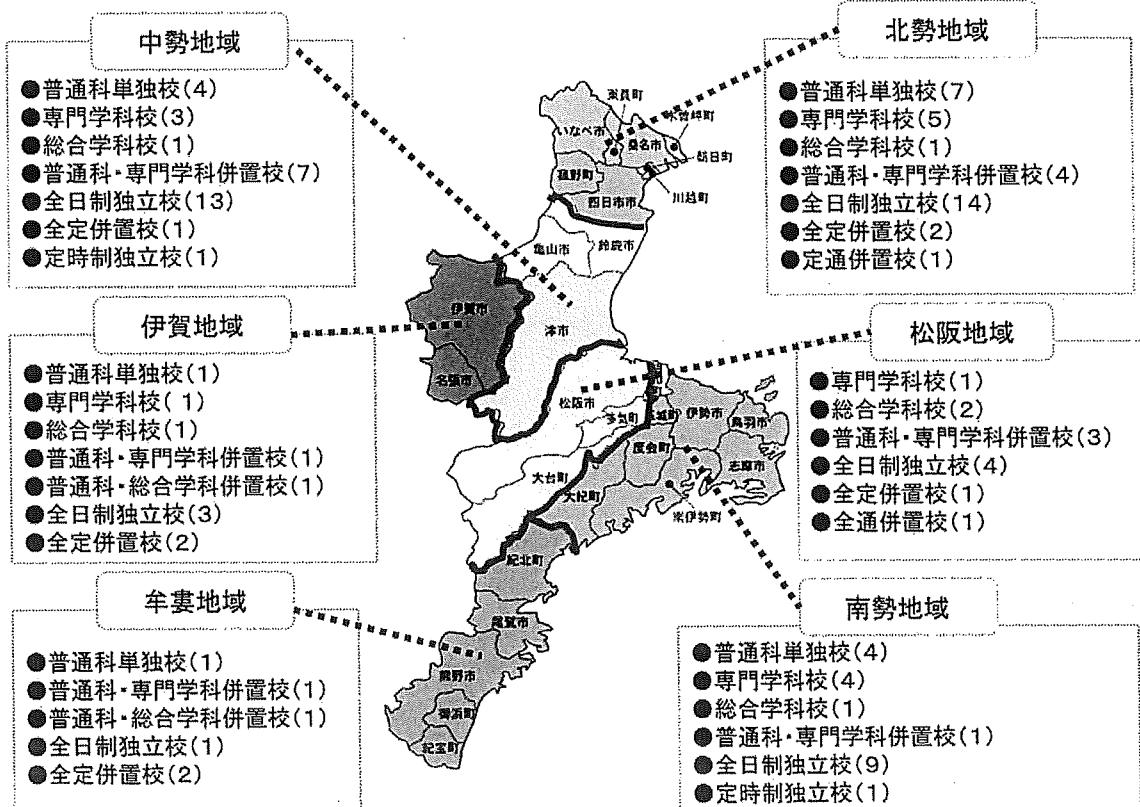
県立高等学校の所在地

県立高等学校 56 校 (校舎制を採用している南伊勢高等学校度会校舎を含めると 57 校舎) あり、全日制課程を 53 校 (54 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

(資料2) 県立高等学校の教育課程による分類 (令和3年4月入学生)

| 全日制課程 | | 定時制課程 | | | |
|--------------------|------|---|--|--|--|
| 普通科 | コース制 | 桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、菰野、神戸、白子、石薬師、稻生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(南勢、度会校舎)、志摩、上野、名張青峰【単】、尾鷲【単】、木本、紀南【単】 | | | |
| | 農業 | 四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)【単】 | | | |
| | 工業 | 桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械・電子機械・建築デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】 | | | |
| | 商業 | 四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】 | | | |
| | 水産 | 水産(海洋・機関・水産資源) | | | |
| | 家庭 | 四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養) | | | |
| | 看護 | 桑名(衛生看護) | | | |
| | 情報 | 亀山(システムメディア) | | | |
| | 福祉 | 朝明(ふくら)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】 | | | |
| | その他 | 桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稻生(体育)、飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、松阪商業(国際教養)【単】、上野(理数) | | | |
| 総合学科 | | いなべ総合学園、飯南、昂学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】 | | | |
| 通信制課程 | | | | | |
| 普通科 北星【単】、松阪【単】 | | | | | |

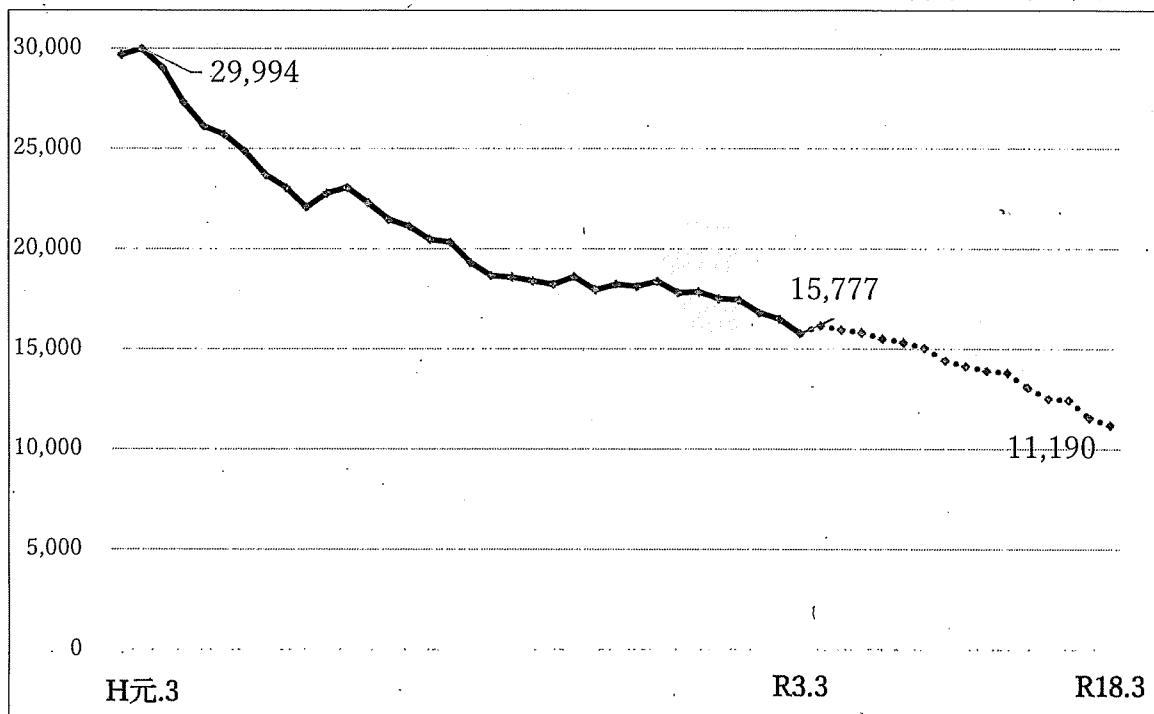
※【単】は単位制



(資料3) 県立高等学校(全日制)における学級数の状況(令和3年度入学生)

| 地域名 | 2学級 | 3学級 | 4学級 | 5学級 | 6学級 | 7学級 | 8学級 | 学校数 |
|-------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------|---|-------------------------------|------------------------------|-------------------|-----|
| 桑名 | | | 桑名工業(工) | 桑名北(普) | | 桑名西(普) いなべ総合学園(総) | 桑名(普・理・看) | 5 |
| 四日市 | | | 菰野(普) | 四日市中央工業(工) 朝明(普・福) 四日市四郷(普) 四日市農芸(農・家) | 四日市西(普) 四日市商業(商) | 川越(普・英) 四日市工業(工) | 四日市(普) 四日市南(普) | 11 |
| 鈴鹿・亀山 | | 石薬師(普) | 飯野(他・英) | 稻生(普・体) 亀山(普・情・家) | 白子(普・家) | 神戸(普・理) | | 6 |
| 津 | | 白山(普・商) | | 久居(普) | 津工業(工) 津商業(商) 久居農林(農・家) | 津東(普) | 津(普) 津西(普・国) | 8 |
| 松阪 | 飯南(総) 昂学園(総) | | 松阪商業(商・国) | 松阪工業(工) 相可(普・農・家) | | 松阪(普・理) | | 6 |
| 伊勢志摩 | 南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普) 水産(水) | | 伊勢工業(工) 宇治山田商業(商) 明野(農・家・福) | 宇治山田(普) | | 伊勢(普) | | 9 |
| 伊賀 | あけぼの学園(総) | | | 名張(総) | 名張青峰(普) | 上野(普・理) 伊賀白鳳 (工・商・農・福) | | 5 |
| 東紀州 | 紀南(普) | | 木本(普・総) | 尾鷲(普・商・工) | | | | 3 |
| 学校数 | 8 | 2 | 8 | 13 | 7 | 10 | 5 | 53 |

(資料4) 中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)(平成元年3月～令和18年3月)



(資料5) 地域別中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)(平成30年3月～令和12年3月)

(令和3年5月1日現在)

| | H 30.3 卒業 卒業 | H 31.3 卒業 卒業 | R 2.3 卒業 卒業 | R 3.3 卒業 卒業 | R 4.3 現中3 現中3 | R 5.3 現中2 現中2 | R 6.3 現中1 現中1 | R 7.3 現小6 現小6 | R 8.3 現小5 現小5 | R 9.3 現小4 現小4 | R 10.3 現小3 現小3 | R 11.3 現小2 現小2 | R 12.3 現小1 現小1 |
|------|-------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 業名 | 卒業者数 R3.3対比 | 2,021 27 | 2,048 -62 | 1,986 -45 | 1,941 27 | 1,968 42 | 1,983 10 | 1,951 38 | 1,918 -23 | 1,920 -21 | 1,868 -73 | 1,844 -52 | 1,808 -24 |
| 四日市 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 3,844 -207 | 3,637 -59 | 3,578 -160 | 3,418 218 | 3,636 -194 | 3,442 -9 | 3,433 -15 | 3,418 85 | 3,503 -130 | 3,373 -85 | 3,335 -38 | 3,248 -87 |
| 鈴鹿 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 5,865 -180 | 5,685 -121 | 5,564 -205 | 5,359. 245 | 5,604 -179 | 5,425 -41 | 5,384 13 | 5,397 24 | 5,421 -128 | 5,293 -90 | 5,203 -90 | 4,918 -111 |
| 津 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 2,684 -70 | 2,614 72 | 2,686 -100 | 2,586 -70 | 2,516 150 | 2,666 -51 | 2,615 -119 | 2,503 7 | 2,496 -60 | 2,443 -66 | 2,399 -156 | 2,314 -267 |
| 伊賀 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 1,549 -46 | 1,503 -54 | 1,449 -20 | 1,429 11 | 1,440 -42 | 1,398 -13 | 1,385 -44 | 1,356 -73 | 1,315 -114 | 1,332 -97 | 1,285 -144 | 1,192 -39 |
| 小計 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 6,786 -211 | 6,575 -24 | 6,551 -277 | 6,274 95 | 6,369 -86 | 6,283 144 | 6,427 -322 | 6,105 -66 | 6,039 -57 | 5,982 -57 | 5,755 -227 | 5,593 -55 |
| 松阪 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 2,003 -72 | 1,931 -7 | 1,924 -123 | 1,801 41 | 1,842 89 | 1,931 -84 | 1,847 9 | 1,856 -65 | 1,791 -10 | 1,772 -29 | 1,742 -59 | 1,607 -182 |
| 伊勢 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 2,192 -113 | 2,079 -113 | 1,966 -139 | 1,827 52 | 1,879 48 | 1,927 -190 | 1,737 31 | 1,768 -45 | 1,723 -14 | 1,737 -45 | 1,598 -139 | 1,612 -35 |
| 尾鷲 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 281 -44 | 237 -9 | 228 14 | 242 6 | 218 -30 | 212 -6 | 192 -20 | 192 0 | 192 -50 | 192 -39 | 162 -41 | 143 -8 |
| 熊野 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 331 -27 | 4,551 -48 | 4,374 18 | 4,144 -4 | 4,239 -12 | 4,338 -10 | 4,060 -43 | 4,047 -10 | 3,945 -90 | 3,742 -104 | 3,551 -233 | 3,566 -204 |
| 小計 | 卒業者数 前年度対比 R3.3対比 | 4,807 -647 | 4,551 -322 | 4,374 -712 | 4,144 435 | 4,239 -166 | 4,338 -175 | 4,060 -322 | 4,047 -144 | 3,945 -185 | 3,742 -372 | 3,551 -228 | 3,566 -1,434 |
| 県内合計 | 前年度対比 R3.3対比 | 17,468 -647 | 16,811 -322 | 16,489 435 | 15,777 435 | 16,212 -166 | 16,046 -175 | 15,871 -175 | 15,405 -322 | 15,549 -144 | 14,700 -372 | 14,343 -228 | 14,077 -1,434 |

(資料6)

小規模校における活性化の取組と総括的な検証

1学年3学級以下の小規模の高等学校においては、「県立高等学校活性化計画」(平成29~令和3年度)に基づき、学校ごとに市町関係者、地元産業界、保護者等で構成する協議会を設置して、地域の状況、学校・学科の特色等をふまえ、学校の魅力向上とそれに伴う入学者の増加をめざして具体的方策を協議し、地域と一体となった活性化の取組を推進してきました。

取組最終年度である令和3年度には、「活性化の取組、生徒の進路実現、入学者の状況」の3項目について、活性化取組の総括的な検証を行いました。

【学校別協議会設置の高校：9校10校舎】

白山高校（津市）、飯南高校（松阪市）、昂学園高校（大台町）

南伊勢高校南勢校舎（南伊勢町）、南伊勢高校度会校舎（度会町）

鳥羽高校（鳥羽市）、志摩高校（志摩市）、水産高校（志摩市）

あけぼの学園高校（伊賀市）、紀南高校（御浜町）

1 活性化の取組について

(1) 地域と連携した教育の充実

（地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業等：R1～3年度）

- 各学校では、地域の方々、企業、行政の支援を得ながら地域を学びの場とした学校独自の協働的な学習や地元企業等でのインターンシップ、小中学校との交流等、地域とより連携した学びに取り組むことで、地域への理解が深まりました。

【取組例】

- ・「総合的な探究の時間」や「産業社会と人間」等の授業における、地域を知るフィールドワーク、地域産業を体験するインターンシップ、地域課題の解決策について考える探究活動
- ・地域の協力を得ながら、体験活動を通じて地域の産業について体系的に学ぶ授業や中心市街地の活性化について解決策を考え提案する授業
- ・地域特産物を生かした商品開発や地域の情報発信に取り組む活動
- ・県外の先進校との交流・協働による地域活性化を図る取組
- 取組により、地域学習や地域課題の解決に興味・関心を持った生徒たちは、地域のボランティア活動、行政や連携中学校等とともにを行う地域活性化の活動、地元企業と連携した商品開発等、地域に貢献する活動にも参加しました。
- 各校では、年度末に地域の方々を招いて成果発表会を開催し、学習の成果を発信・PRするとともに、翌年度の取組の改善につなげました。

(2) 市町から的小規模校支援策

地元市町から小規模校へさまざまな支援が実施されました。

- ・町内通学者へのバスの無料化や大学等の進学者への給付奨学金の設立
- ・海外研修参加者への経済的支援や県外入学生の保証人の確保
- ・地域学習での授業支援や通学の利便性向上のためのコミュニティバス整備等

(3) 学校の情報発信・PR活動

全ての小規模校では、地域の方々や地域の小中学生とその保護者に向けて、地域の広報誌等への定期的な記事掲載、地域への学校通信やコミュニティ通信等の配付、学校ホームページの更新やSNSでの情報発信、生徒や教員による小学校への出前講座や交流活動等、さまざまな媒体や活動により、活性化の取組を発信しました。

2 生徒の進路実現について

一人ひとりへの丁寧な指導による継続的な習熟度別の学習指導等に取り組むことで基礎学力の定着を図るとともに、教育・看護・福祉等、専門的な知識技能を必要とする分野へ自らの将来に対する目的意識を持ちながら進学する生徒もみられました。

地元企業への就職率は概ね維持されましたが、生徒数の減少の中で就職者数は減少しました。

3 入学者の状況について

地元中学校からの進学者の割合は若干低下したものの概ね維持されました。入学者については、中学校卒業者の大幅な減少の影響もあり減少し、令和3年度に定員を満たしている小規模校は1校にとどまりました。活性化に取り組む前の平成29年度と比較すると、令和3年度の小規模校全体での入学者数(H29:786人→R3:574人)および入学定員に対する充足率(H29約89%→R3:約77%)はともに低下し、活性化の取組が入学者の増加には至っていない状況となりました。

他県からの入学者の受入れをめざし、全小規模校で「保護者の転住を伴わない県外からの志願者の受入制度」を設けましたが、受入れ人数を増やした学校は一部にとどまりました。

【小規模校(9校10校舎)全体の入学者の状況】

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総募集定員数(人) | 880 | 880 | 880 | 840 | 760 | 745 |
| 総入学者数(人) | 782 | 786 | 747 | 717 | 595 | 574 |
| 総欠員数(人) | 98 | 94 | 133 | 123 | 165 | 171 |
| 充足率 | 88.9% | 89.3% | 84.9% | 85.4% | 78.3% | 77.0% |



県立高等学校活性化計画
令和4年3月
三重県教育委員会

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
教育政策課
TEL 059-224-2951
FAX 059-224-2319
Email kyosei@pref.mie.lg.jp



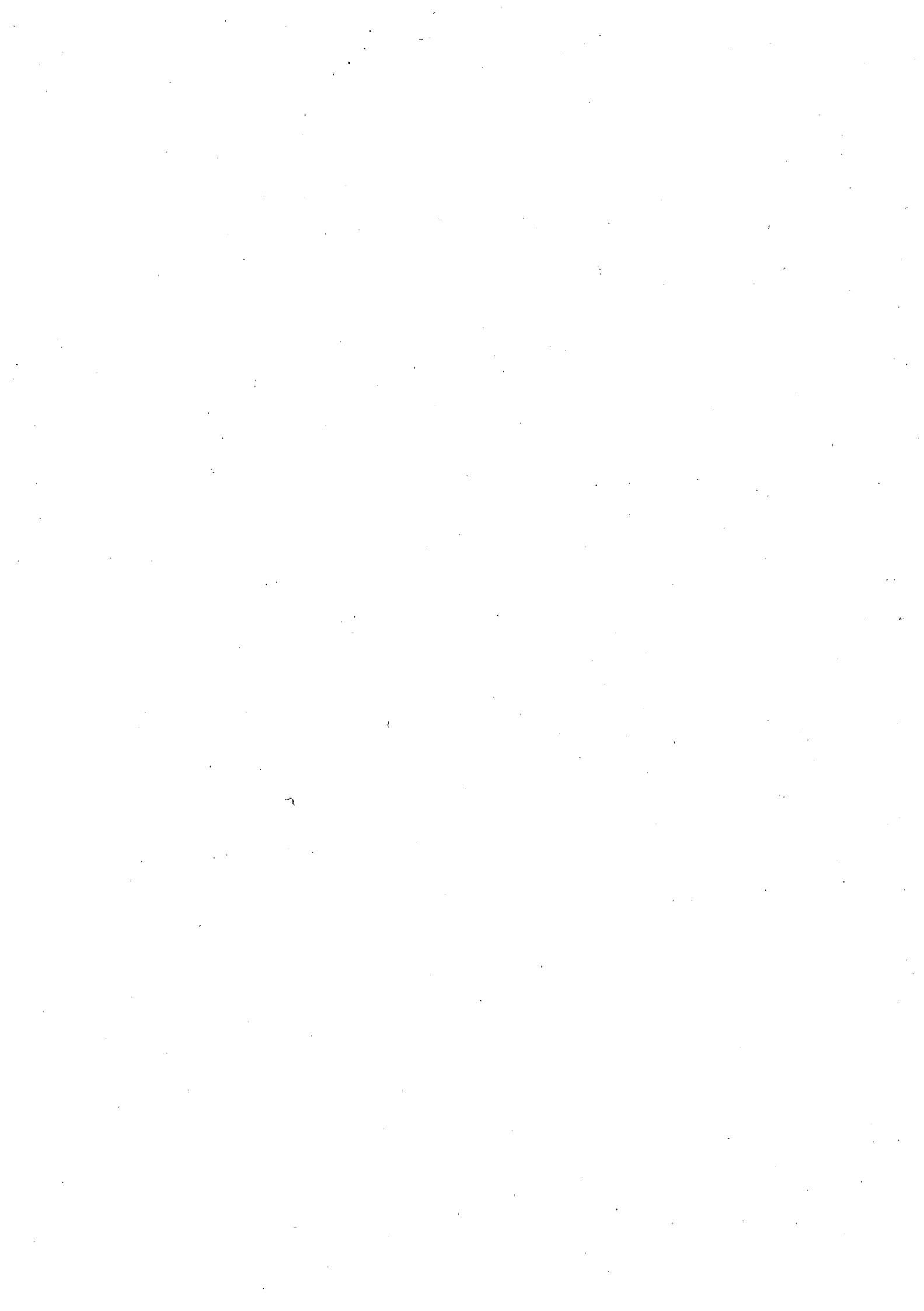
報告 1

地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて

地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて、別紙のとおり報告する。

令和4年3月25日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長
福利・給与課長



地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて

1 制度概要

(1) 定年引上げ

地方公務員法の一部改正に伴い、現行 60 歳の定年について、国家公務員と同様、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。

| R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | R14年度 |
|----------|--------|----------|-------------------------|----------|--------|----------|----------------------------|----------|--------|----------|
| 60(定年) | 61(定年) | | 62(定年) | | 63(定年) | | 64(定年) | | 65(定年) | |
| 60 定年 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | | | | | |
| 59 | 60 | 61 定年 | 62 | 63 | 64 | 65 | 引き上げ期間中は、定年から 65 歳まで再任用が可能 | | | |
| 58 | 59 | 60 | 61 | 62 定年 | 63 | 64 | 65 | | | |
| 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 定年 | 64 | 65 | | |
| 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 定年 | 65 | |
| 55 | 56 | 57 | 61歳から定年までは短時間勤務での再任用も可能 | | | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 定年 |

※数字は各年度末時における職員年齢

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

管理監督職の職員について、60 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に管理監督職以外の職に異動（降任又は降給を伴う転任）させることとなります。

なお、役職定年となる管理監督職は、管理職手当を支給されている職およびこれに準ずる職となります。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

定年引上げにより 65 歳までフルタイムで勤務することが原則となる中、多様な働き方のニーズに対応するため、60 歳以降に退職する職員を短時間勤務の職で再任用することができるようになります。

なお、現行の再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度が導入されます。

(4) 60歳超の職員の給与

①給料月額7割措置

60歳に達した日後最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、その者に適用される給料表の級号給に応じた額の7割を支給します。(役職定年の場合は、降任等をされる前の給料月額の7割となるよう差額を支給します。)

また、給料月額の水準と関連する手当(地域手当、期末勤勉手当等)も、同様に7割に相当する額を支給します。

②退職手当

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職と同様に算定します。

なお、退職手当の算定にあたっては、現行の定年(60歳)の年度までの期間について計算し、その時点で退職手当支給率の上限である勤続年数35年に達していない職員については、60歳を超える期間分についても計算を行います。

(5) 高齢者部分休業の導入

高齢期職員(60歳以上)について、職員の申請に基づいて、公務の運営に支障がない場合に休業を認める高齢者部分休業制度の導入を検討します。

なお、高齢者部分休業は休業する時間に応じて、給与を減額します。

2 今後の予定

令和5年4月1日の制度施行に向けて、三重県議会令和4年6月定例月会議に必要な条例案の提出を行えるよう、引き続き制度の検討を進めます。